

**「これからの八尾のまちづくりの方向性について」
(中間報告)**

平成 21 年 7 月

元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会

中間報告にあたって

◆市民懇談会の目的

「元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会」は、八尾市第 5 次総合計画の策定に向けたさまざまな取組みの一環として、平成 20 年 10 月に設置されました。八尾市に住みつづけたい、住んでみたいと誰もが思えるまちづくりを推進するにあたり、「市民参画と協働のまちづくり」の観点から、広く市民の意見や提言を反映させるため、メンバーは公募による市民委員 16 名と、学識委員 4 名の 20 名で構成されています。

◆中間報告の位置づけ

市民懇談会は、昨年度、市民の視点から見た現行の総合計画に対するコメントを協議、作成し、平成 21 年 3 月、『第 4 次八尾市総合計画「やお未来・元気プラン 21」総括レポート』に反映、掲載しました。そして、今年度に入ってから、第 5 次総合計画に向けた意見・提言の作成に取り組んでいます。来る平成 21 年 8 月に、市長に対して最終報告書を提出する予定で、目下精力的に調査・検討を進めていますが、この中間報告は、市民懇談会の発足以来 8 カ月間の活動状況を紹介するとともに、今年度の検討内容の概要を明らかにし、第 5 次総合計画に向けた市の取組みの参考に供するものです。

◆中間報告の内容

中間報告では、全体会での調査報告事項と意見交換をもとに、新総合計画の体系も想定しつつ、まず、「(1) 基本構想に関わる意見・提言」として、「①時代潮流についての認識にあたって考慮すべきこと」と「②まちづくりの理念・原則の中に盛り込む必要があること」を述べています。次に、「(2) 基本計画に関わる意見・提言」を、「①分野横断的な主要テーマ」、「②分野別のまちづくりの方向性」に分けて掲げています。以上の意見、提言は、市民委員によって分担・共同執筆されており、学識委員は、その作成過程で適宜必要な助言等を行うとともに、「(3) 学識委員のコメント」において、(1)(2)の中間報告に対するコメントを寄せ、最終報告に向けた議論の深まりを市民懇談会全体として期したものと なっています。

◆今後の取組み

中間報告の内容については、まだまだ検討途上の事項も多く、項目間の質的・量的なバランス、表記・用語の統一などについてもなお議論の余地が少なくありません。最終報告に向けて、今後さらに検討を深めていく中で、提言書の構成や内容については変更する可能性が多々含まれていることにご留意いただきつつ、市民の視点からの八尾のまちづくりに対する問題意識や提案の素案として受け止めていただければ幸いです。

市民懇談会 座長

【目 次】

1. 活動概要	1		
2. 中間報告	2		
(1) 基本構想に関わる意見・提言			
① 時代潮流についての認識にあたって考慮すべきこと	2		
② まちづくりの理念・原則の中に盛り込む必要があること	3		
(2) 基本計画に関わる意見・提言			
① 分野横断的な主要テーマ	10		
<p>提案 1 地域経営システムの再構築(仮題)</p> <p>提案 2 住教育による人材育成(仮題)</p> <p>提案 3 本格的な観光振興(仮題)</p> <p>提案 4 「八尾版グリーンニューディール」の創造(仮題)</p> <p>提案 5 放置自転車対策の抜本的見直し(仮題)</p>			
② 分野別のまちづくりの方向性	21		
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>(地域経営システム 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティ ■人権 ■同和問題 ■女性（男女共同参画） ■外国人問題 <p>(健康福祉分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■福祉 ■高齢者（高齢化の急速な進展） ■障害者問題 ■子ども ■保育 <p>(教育文化分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■教育 ■文化 </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>(産業経済分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■雇用・就業 ■ものづくり ■中小企業振興 ■農業 ■観光 <p>(生活環境分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■景観・環境 <p>(都市基盤分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■土地利用・都市 ■交通・防犯・防災 </td> </tr> </table>		<p>(地域経営システム 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティ ■人権 ■同和問題 ■女性（男女共同参画） ■外国人問題 <p>(健康福祉分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■福祉 ■高齢者（高齢化の急速な進展） ■障害者問題 ■子ども ■保育 <p>(教育文化分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■教育 ■文化 	<p>(産業経済分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■雇用・就業 ■ものづくり ■中小企業振興 ■農業 ■観光 <p>(生活環境分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■景観・環境 <p>(都市基盤分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■土地利用・都市 ■交通・防犯・防災
<p>(地域経営システム 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティ ■人権 ■同和問題 ■女性（男女共同参画） ■外国人問題 <p>(健康福祉分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■福祉 ■高齢者（高齢化の急速な進展） ■障害者問題 ■子ども ■保育 <p>(教育文化分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■教育 ■文化 	<p>(産業経済分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■雇用・就業 ■ものづくり ■中小企業振興 ■農業 ■観光 <p>(生活環境分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■景観・環境 <p>(都市基盤分野 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■土地利用・都市 ■交通・防犯・防災 		
(3) 学識委員のコメント	35		

参考資料

元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会設置要綱
 元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会委員名簿

1. 活動概要

市民懇談会は、これまで6回の全体会を開催している(表1)。

第1回～第3回にかけては、第4次総合計画の進捗状況についてのコメントの作成を行い、『総括レポート』に掲載した。第4回以降は、この総括コメントで指摘した視点も踏まえつつ、「これからの八尾のまちづくりの方向性」についての提言書の作成に取り組んでいる。特に本年度に入った第5回からは、全体会の間に平行して4つの検討グループを設け、それぞれ自主的な勉強会や意見交換会などを随時開催し、これらの場には市の各部課から市職員の参加も求め、市政の現況を学ぶとともに意見交換を行っている(表2)。

本資料は、その中間報告にあたり、平成21年8月末の提言書提出に向けて、引き続き検討を深めていくものである。

表1 市民懇談会の活動経過

開催日	内容
第1回全体会 (平成20年10月29日)	<ul style="list-style-type: none"> 八尾市第5次総合計画策定の取り組み及び市民懇談会の活動について 意見交換
第2回全体会 (平成20年12月25日)	<ul style="list-style-type: none"> 第4次総合計画の総括について (グループでの意見交換と発表)
第3回全体会 (平成21年1月24日)	<ul style="list-style-type: none"> 第4次総合計画総括へのコメントに関する意見交換
第4回全体会 (平成21年3月2日)	<ul style="list-style-type: none"> 提言書作成の進め方についての意見交換
第5回全体会 (平成21年4月4日)	<ul style="list-style-type: none"> 市からの説明 (八尾市の財政について、行財政改革について) 検討グループの活動の進め方についての意見交換
第6回全体会 (平成21年6月9日)	<ul style="list-style-type: none"> 4つのグループからの中間報告と意見交換

表2 市民懇談会の検討グループ

名称	主な検討事項
Aグループ	大きな視点からまちづくりの方向性や、市民参加、地域経営、行財政改革などについて話し合うグループ
B-1グループ	人権・教育・子ども・福祉・医療などについて話し合うグループ
B-2グループ (ひかりチーム)	文化・観光・産業・就労などについて話し合うグループ
B-3グループ	景観・環境・土地利用・都市基盤・交通・防犯・防災などについて話し合うグループ

2. 中間報告

(1) 基本構想に関わる意見・提言

① 時代潮流についての認識にあたって考慮すべきこと

■地球と自然の一員として

- 国際社会の津波のような大変動は、私たちを「人智を超えた学びの時」に直面させているように思われる。数値目標を掲げた発展が音を立てて崩壊する中、「自ら目覚め、摂理と合意、自立へ」のチャンスが訪れているのかもしれない。

悠久の歴史の中、私たち地球人は、自然の摂理の恩恵に抱かれ、生かされながら、思想、哲学、倫理観を育み、権利を主張して諸制度を築き、技術を発展させてきた。

その結果、いろいろな事象の予測を可能にはしたが、プロセスを欠いた利便性は、さまざまな「負の連鎖反応」を生み出したとも言える。事実、先進国と言われる一方で、「斜陽と影、月の満ち欠けに暦を数え、風花の香りに抱かれること」すら、擬似的なテクノロジーに委ね、商業的に歪められた文化を選択し、交通事故死より多くの人々が、自らあるいは隣人を巻き込んでの命との決別を選択している現実がある。多くの不安の声が聞かれる中、既存の社会経済システムにさまざまな限界が来ていることに深い危機感を感じざるを得ない。固定的な事業計画や開発によって、時に事業体そのものが「致命的な負の財産づくり」を推進していたことも明らかになっている。

鉱物・微生物・動植物など自然界のすべての存在は、太古から私たちに言葉を超えて、自然災害（異常気象、地震、津波等）など異変の兆しを報せてきてくれた。今、私たちは、地球と自然の一員として、より本質的なフィールドで共同創造を行うことを伴ってこそ持続可能であることを、改めて謙虚に自覚し、次の行動について立案すべきではないかと考える。

今日のような時代背景の中で、10年先を見越し、普遍性のある現実に対応した諸提言を行うこと、また、それらの提言を踏まえて実際に改革を進めることは容易なことではない。しかし、「真のひとりの決心が全てを変換させる鍵」となり、いかようにも変革を遂げてきた人類であり、またこうした時代背景であればこそ、ヒューマニティー（人間らしさ）が足元を照らす光と道標となり、後世に残る布石の提言となるよう、新たな総合計画の策定に向けて、更に各テーマを横断的に論議を深めることが必要であると思われる。

■グローバル化に伴う格差の是正と「つながり」の回復

- グローバル化の進展とともに、世界経済全体が連結経済となり、地域社会もその競争に巻き込まれつつある。市場原理の導入によって経済の活性化をはかろうとする政策の一方で、地域社会では、あらゆる場面で「格差」が問題となる時代を迎えた。「労働環境」「所得」「教育」などの格差は、だれもが人間としての尊厳をもち、自己の能力を発展させながら、社会に参加し、豊かに暮らしていくという、人間の基本的権利を侵害する。
- グローバル化によって起こる「競争」とは、基本的に、社会的弱者やマイノリティ（＝少数派）を「排除」するものであって、「包摂（^{ほうせつ}ソーシャル・インクルージョン）」ではない。（市場原理の下で競争が激化すれば、必然的にマイノリティの排除も激化する）
- したがって、第5次総合計画が実施される「時期」にとっての大きな課題は、グローバル化の中で生じる格差と権利侵害の問題に、自治体・地域社会のレベルでどう取り組むかを示すことである。そこには、自治体としての労働・教育・福祉施策の強化・充実が不可欠である

また、差別は生活実態上の問題だけでなく、人と人との関係、つながりを切断する。そこで、地域社会の中で「排除」を克服し、「包摂（^{ほうせつ}ソーシャル・インクルージョン）」のメカニズムを作り出していくことが必要である。市民の知恵を結集し、市民参加型で、新たな格差是正と、コミュニティのつながりを回復する多様な取り組み（市民活動や、市民事業など）をサポートすることを、「コミュニティ政策」の核に位置づけることが不可欠である。

（注）ソーシャル・インクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

EU やその加盟国では、近年の社会福祉の再編にあたって、社会的排除（失業、技術および所得の低さ、粗末な住宅、犯罪率の高さ、健康状態の悪さおよび家庭崩壊などの、互いに関連する複数の問題を抱えた個人、あるいは地域）に対処する戦略として、その中心的政策課題のひとつとされている。

一方、教育界を中心に広がってきた概念としてのインクルージョンは、「本来的に、すべての子どもは特別な教育的ニーズを有するのであるから、さまざまな状態の子どもたちが学習集団に存在していることを前提としながら、学習計画や教育体制を最初から組み立て直そう」、「すべての子どもたちを包み込んでいこう」とする理念であり、これは特別支援教育へとつながっている。

（出所）財団法人日本障害者リハビリテーション協会情報センターサイト
『障害保健福祉研究情報システム』用語解説より

■地方分権時代への対応

- 総合計画における基本的視点として、地方分権時代への対応は欠かせない。
- 国や大阪府の事務委託業務から、今後は独自の予算編成と執行に関わる基本方針を持つことが求められる。そのために、八尾のまちづくりが全分野に渡って検証されていかなければならない。
- 「国や府に頼らない！」で自治体運営と自主的改革を「決意実行」。
- 住民へは「自分たちの町は自分たちで守り支え合うことの決心」を呼び起こし、次世代に負を残さない「財政基盤」の立て直しを誓い、複合的に組み込んだ施策の視点で、「市民が市と共に実行できる施策を策定」することを主眼とする。

■行財政の建て直し

- 予算支出は「対策的費用」から「積極的費用」へ発想の転換
- 八尾市の財政事情を機会あるごとに公開
 - * 現状では 5 年後に破綻もありと、財政を明確に開示
- 国の諸施策制度／補助金を横断的な解釈で活発に申請、有効活用
 - * 補助金獲得の際には、所轄部署（職員）での特別手当評価→自主的(一部)寄付、独自基金の創設、社会還元の実践や手法を構築・引継ぎ
- 地方(特別)公務員の人数、手当、退職金の分割支払優遇制度の是非（継続的な論議）
 - * 【参照】八尾市職員意識調査 報告書（平成 21 年 3 月）[後掲]
- 市民病院については、「経営と民間医療機関との連携性と展望」
 - * 民意を反映しての、運営状況の開示と調査（例：松原市民病院の閉院を意識して）
- 道路整備計画（公共施設工事前） 障害当事者等の参画。コンサルを依頼（創職）
- 八尾市南地区ほかの「企業（起業）誘致／整備／活性化（税収 UP!）計画」
 - * 市内：個人商店（商店街）等への支援も推進（例：大型店舗の借地権終了後を考察）
 - * 市民企画商品の公募。「ごぼまん（若ごぼう入り肉まん）」や「こんな店なら行ってみたい！」店舗のアイデアなどを、市内外から経費をかけずに、インターネットを含めての公募など。
 - * 上記企画に沿って、「やおブランド」として厳しい視点で認定を！「無農薬」「オーガニック」「安全」は当前で、商品開発コンセプトから製造過程に至るまで、循環型社会に準じた未来を見据えた普遍的な商品を最重視。また、その商品・企業や製作者の有形無形の部分も、認定「エコ・プロ（＝エコ・プロジェクト、エコ・プロフェSSIONAL）」としてブランド化→街の達人をリスト化して「名人・専門教授（マイスター制）」の登録→地域活性化で活躍の場を提供。

■まちの活力を持続・発展

- 循環型社会の形成について、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物の適正処理等の対策を評価継続。更に、積極的に環境産業を育成し、民間の活力を引き出す。
- 八尾市が活力あるまちであり続けるためには、産業がバランスよく成長し、市場に商品やサービスを供給し続けられることが必要である。そのことで、市民の就労機会が保たれ、税収も安定し、就労機会が増えれば、社会保障費も^{ていげんか}逡減化する可能性を持つ。
- 高齢者、障害者、母子（父子）家庭、生活保護世帯などへの従来福祉サービスの充実とともに、就労機会の確保と就労支援を軸とした、自立支援を更に積極的に取り組む必要がある。

② まちづくりの理念に盛り込む必要があること

■子育てと就労の両立、地域コミュニティ内での市民の有機的な結びつき

- ・「八尾に住めば安心して子育てと就労が両立できる」そんなまちをめざしたい。
- ・高齢者の生きがい、活性化のために世代間の交流、保育所整備や子育て支援とも連携をとりながら、地域コミュニティの中で高齢者、女性、子育てなどが有機的に結びついていけるまちづくり
- ・総合計画策定に関わる「調査アンケート」など、コンサルタント会社へ委託する機会自体、まさしく「行政の福祉化」への模範となれる。人権を尊重して国籍も超えて、子ども、母子／父子家庭、障害者、団塊の世代（高齢者の代弁者）等に参画して頂き、時に就労に繋げる機会、また契約そのもので創職／起業支援など十分な検討の余地がある。（※「市民オンブズマン」として NPO 化や起業支援へと育成など。）

■「人権文化のまちづくり」

- ・あらゆる領域にまたがる、まちづくりの根本原則として「人権」を核として示す。
（八尾市条例第 11 号「八尾市人権尊重の社会づくり条例」平成 13 年 3 月 30 日制定。また「反差別・人権の確立」「多文化共生」「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」を核に、人権施策を積極的に推進する（これに基づいて、後で「人権行政」の項を起こす）。
- ・社会的身分、人種、民族、年齢、性別、障害のあること等によって人権を侵害されている人びと（女性、子ども、高齢者、外国人、同和問題、障害者、ハンセン病回復者、ひとり親家庭、生活保護世帯...等）に対する、差別・社会的排除を克服する「行政の決意」を表明する。
- ・行政において、人権に関わる政策を決定し実施するプロセスにおいて、当事者の参画を保障する。
- ・これらの原則を行政内部、および市民社会（企業・事業者、市民）に普及・啓発する「行政の決意」を表明する。行政職員（教職員含む）・市民社会のあらゆる構成員が、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場で、人権を尊重することを当たり前のこととして受け入れられるよう、「人権文化のまちづくり」を進める。

(2) 基本計画に関わる意見・提言

① 分野横断的な主要テーマ

市民懇談会で特に活発に意見交換がなされている分野横断的な主要テーマを、A グループで検討の上、複数選択し、以下に掲げた。

これらの主要テーマについては、A グループのメンバーが分担執筆したが、それぞれのタイトルは仮題であり、今後、最終報告に向けて調整する予定である。

提案 1	地域経営システムの再構築(仮題)
-------------	-------------------------

■ ラウンドテーブルについての提案

現況は、

「まちづくりラウンドテーブル」とは、第4次総合計画において、地域経営の仕組みの重要な柱であり、地域住民の対話の場である。

その現況を見ると、立ち上げのための説明会を各地域で開催したが、実際に立ち上げた地域は、29 地区(小学校区)中、数地区で、公式に現存するのは、東山本のみとなっている。

ただし、ラウンドテーブル的な地域の集まりは、久宝寺の「何でも言わん会」など各地域でいくつかありそうである。

→ 地域の活動が把握できていないように思う。

「まちづくりラウンドテーブル」の効果は、

- ・地域の課題が、問題化するのを未然に防ぎ、「解決する問題」化の予防に役立つ。
- ・地域でコミュニケーションを図ることにより、課題が重大かつ複雑化する前に比較的穏やかに解決する。

→ 重要な効果があると感じるが、行政として地域経営にどのような効果があったかが、評価されていないように思う。この評価がないと進めるべきものなのかわからない。

ここが問題！

- ① 知らないのが問題
- ② 感じられないのが問題
- ③ 地域の情報の共有ができていないのが問題
- ④ 地域経営や「ラウンドテーブル」の評価がきちりできていない。

① 知らないのが問題

地域経営システムや「ラウンドテーブル」を、市民や市職員が知らないことが問題である。総合計画を知らずに業務ができることがおかしい。

→ 市職員が総合計画を意識して業務をするような仕組みをつくる。

② 感じられないのが問題

地域の課題や問題が複雑化するなか、今までと同じように全市域を対象とし、行政主導の施策をすることは、非効率で効果が少なく、より効果的で持続可能な手法と仕組みが必要である。そのために、地域分権や地域経営は必要と考えられるが、日々の業務や暮らしの中で、市職員や市民がその必要性を感じられないことが問題である。

→ 八尾市が地域分権や地域経営をなぜ進めるか、市長がタウンミーティングをする理由、地域別計画をつくる理由を、市職員や市民が理解しているか。また、理解できるように説明できているかをよく考えないと、第4次総合計画の際と何も変わらないことになりかねない。

③ 地域の情報の共有ができていないのが問題

地域情報の把握と共有ができていない。行政、住民を含め、だれ一人として地域の正確な情報を把握していないのに、地域経営に取り組むことさえできない。

→ 情報や施策を地域(小学校区)ごとにまとめ、地域の特徴と課題や、行政の施策の内容を明確にし、住民や市民とその情報を共有する必要がある。

④ 地域経営や「ラウンドテーブル」の評価がきちりできていない。

地域経営や「ラウンドテーブル」の評価がされていないように思う。個別施策の評価も大事ではあるが、中心的な理念や手法の評価が乏しい。

→ 具体的な評価と対策が必要である。

「ラウンドテーブル」を進めていくための提案

●地域にあわせた柔軟な対応が必要である。

→ 地域の既存の集まりをラウンドテーブル化する手法を検討するとか、ラウンドテーブル的な住民の動きを把握する方法を検討する。→地域の活動の把握に、コミュニティ推進スタッフの制度が効果があるのであれば、さらに拡充(11名→29名)して対応するという事も考えられる。

●「ラウンドテーブル」を育て、続けていくためには何が必要か。

・東山本の実例を通じて、わかること。

- ・すぐに効果を求めない。
- ・多様なコミュニティの参加。

(いわゆる旧村の住民と新しい住民の両方が参加していること)

- ・続けていくための工夫(情報提供やニュースの発行)が必要。
- ・地域の学校園長や近隣の高校の学校長も参加していること。

■「地区教育推進委員」特区モデルの創設

○「小学校校区（災害避難場所）」を柱に、学校、PTA、地元住民（地区福祉委員、青少年育成会、民生委員、諸分野の達人、清掃事業所現場の職員、市役所地区担当者、専門家）も含めて、「地区教育推進委員」特区モデルとして順次選択。

○空き教室／公共施設／遊休地の開放と活用の情報提供を行う。

例①：「日中や放課後の空き教室」で「放課後教育（補習、進学、企業退職者による専門性ある青空授業、土日学舎）」、「地域文化スポーツサークル活動（地域みんなで見守り隊）」なども大いに地域構成要因として構築

→ 市内の企業共催による「ものづくり学校」の創設、「お仕事拝見（企業訪問）！」

→ 市内企業の次世代の有望人材育成&発掘！等の相互にメリット

例②：自然環境と「住教育」の視点からも、「緑のカーテン」、「家庭菜園」、「公園／学校花壇」、「地域発見 MAP」作成を教育委員会、都市計画課、地域住民の枠組みを超えて推進し、継続的に地域住民で自主管理を支援。

*大阪府は、「大阪府みどりの基金」事業のひとつとして、「校庭の芝生化に対し助成」を行っているが、「ヨーロッパと違い、日本の様に種の多様性が豊かな環境では、維持管理が大変」等で、市（市民）として持続可能な本来の有益な補助制度かを吟味する視点が大切。また、片や、小学校における「安全対策推進員」に対する補助制度も来年度以降は無いことなども、視野に入れて思案が必要。

例③：「伝承（庶民）文化」、「河内民話（障害者団体等との交流）演劇保存」、「山手・市内の史跡」「国際交流」等を専門機関とも連携し文化価値を高め、「教育カリキュラム」としての「河内文化」の位置づけ。

→ 未就学児童、デモクラティックスクール（子どもも学校運営に1票の権利を持つ民主主義教育）など、多様に渡る国内外の教育機関との交流等の様々な展開も視野とする。

例④：地元市民に無償委託による「市民手作り公園」や「福祉農園」化を推進

→ 学校/地域住民、退職者による「農園化」モデルから「里山保全へ人材育成」

→ メディア PR にて、他市からの市民憩いイベントを企画 → 観光資源の開拓

*将来像としては、保育福祉生活情報のリンク、予防医学の推進、地域の独居老人支

援、社会貢献人材育成、住民相互ネットワーク、により、防犯と自主防災の意識の高い地区にとして、各地域に沿った「地域ぐるみで無理なく、軽やかで豊かな生活を育む」システムへの展開を目指す。

- *：まずは、「夏まつり」、「地区運動会」、「お花見会」、「史跡文化」、「伝承文化」、「商業工業」、「運動熱心」など各地域の特色を精査して、その開催時期や内容を尊重した「総合的な地区市民の集い」を「自主防災を目指した総合自治システム」を目指して構成していき、「顔が見える、笑顔が絶えぬ、安全安心なまちづくり」モデルを創造し推進する。また、モデル地区の成功を他の地区への推進役と支援組織ネットワーク化（防災に強く、人に優しい街）へと展開する。

■総合計画への認識と認知の徹底

- ・八尾市職員意識調査 報告書（平成 21 年 3 月発行）には、2,991 名対象の調査で有効回答 2,250 名（75.2%の回答＝無効回答 741 名）中、「【質問】総合計画をどの程度見るか？」の問いに、「総合計画があることを知らない（504 名）」「知っているが見ることはない（830 名）」とあり、無効回答（741 名）を合わせると、何と 2,075 名の職員（69.3%）が「総合計画への認識と認知が徹底されていない現実」が浮き彫りになっている。
- ・日常の業務で頑張っている職員も沢山おられることは知るところであるが、一般企業でいう会社の 10 年先に向けての方向性（第 5 次総合計画）への認識がなくては、市民サービスへ実践はありえないのではないか。
- ・市民は本気で頑張る行政職員、市議会議員を見据え、横断的な視点と有益な民意を反映する人材を応援、厳選するときを迎えているともいえる。

提案 2	住教育による人材育成(仮題)
-------------	-----------------------

○ 八尾市における「住教育」の位置づけ

- ・八尾市住宅マスタープラン（平成 12 年度策定）において、住情報・住教育の推進が施策としてとりあげられ、その中で、「学校教育における住教育の充実」が重点施策として位置づけされている。
- ・これは、全国的にみても先進的な取り組みであり、施策の位置づけであった。というのも、「住生活基本法」が施行されたのが平成 18 年 6 月であり、その後、「住教育」の重要性が認識され、「住教育ガイドライン」が策定されたのは、平成 20 年 3 月のことである。

○「住教育」とは

- ・ 人と人、人との・こと、人と空間、人と環境、など、「住む」ことの関わりを学び、考え、実践する。

○「住教育」の魅力とは

日々の生活の中で暮らしの体験から気づき、感じること、多様な人たちとの関わりを通じて学べることである。

- ・ 社会参画し、身近な人とよりよい人間関係を築くためのコミュニケーション力をつける。
- ・ 学んだことを活用する力や、社会で自立する力を養う。
- ・ 資源や環境に配慮するライフスタイルが身につく。
- ・ 地域の住まいや暮らしの知恵と豊かさを継承し、発展させる力が育つ。

○「住教育」とこれからの八尾市のまちづくり

- ・ 公立の小中学校でしかできないカリキュラムに、自分の住んでいる地域学習や郷土史があると考え。これらを、小学校から学校や地域の方、行政、専門家などが関わり、体系的に学習できるようにすることは、今後、市の目指す市民によるまちづくりや、地域別計画の担い手育成につながり、また、八尾市の魅力発信や歴史継承にも大きな効果を生み出すと考える。新しく配置されたコミュニティ推進スタッフの方との連携も相乗効果につながると考える（1～2小学校区に1人が必要であると思われるが）。

○八尾市「住教育」の課題と対策

- ・ 先進的な取組みとしてスタートしたが、「住教育」そのものの理解が浸透せず、先生方の苦手意識や担い手不足、また、行政内での取組みの中心が都市計画部署であり、教育関係機関との連携がとりづらい状況がある。各校とも、総合学習などを通じていろいろな取組みをされてきましたが、体系的に学ぶところまでは到達できていない。「住教育」では、人と暮らしが中心となり、文化や環境、空間や人のつながりなどを総合的に学ぶので、教育部門を核とした部署を超えたプロジェクトとした位置付けが最も効果的であると考え。 「住教育ガイドライン」は策定されているが、これに加えて「八尾市型住環境教育」を独自で作成し、未来の八尾をになう人材を育成していければと考えられる。人材育成は、八尾市にとって最大の課題である。じっくりと人を育てる施策はぜひとも形にしなければならない。

○「住教育」授業の展開の例

校区のちょっと昔、ず〜っと昔							
内容	現在の住んでいる校区にはどんな歴史があるのだろうか？航空写真や昔の写真、地図、地域の方の話などを交え、自分の住んでいる地域の魅力、特色を学びます。						
対応授業科目	社会科、家庭科、総合学習、他「わたしたちの八尾市」						
連携	学校	家庭	教育委員会	都市計画部署	コミセン	地域の方	専門家

民家に学ぶ、環境にやさしい住まい							
内容	八尾には、古い民家がたくさんありますが、かなり減ってきています。風土にあった昔の民家住宅や当時の暮らしから、環境と関わりながら暮らすこれからの住まいをみんなで考えてみます。						
対応授業科目	社会科、家庭科、総合学習、他「わたしたちの八尾市」						
連携	学校	家庭	教育委員会	建築関係部署	コミセン	地域の方	専門家

学校の中と外、家の中と外、「つながっているもの」探し								
内容	学校の中でのつながり、家族のつながりから学校の外、家の外とのつながり。ライフラインから人、地域のつながりまで、地域で暮らすしくみや工夫を学びます。							
対応授業科目	社会科、家庭科、総合学習、他「わたしたちの八尾市」							
連携	学校	家庭	教育委員会	自治推進課	水道、下水道	企業	地域の方	専門家

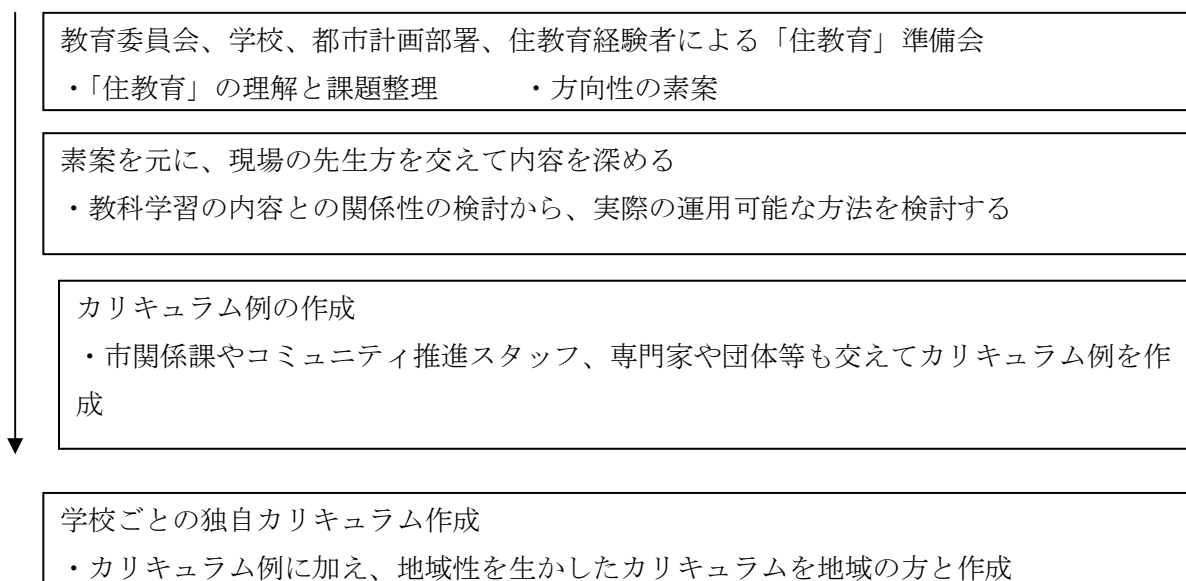
みんなの遊び場！地域の公園を考えよう								
内容	校区内にある公園は、子どもたちだけでなく、高齢者や幼児にとっても憩いの場所。みんなが安心して利用できる公園ってどんな公園だろう。自分たちでルールをつくってみよう！							
対応授業科目	社会科、総合学習、他「わたしたちの八尾市」							
連携	学校	家庭	教育委員会	みどり課	福祉関係	地域の方	専門家	各団体

暮らしと環境。今、私にできること								
内容	学校や家庭、地域は、全て地球とつながっています。八尾市の自然や学校、暮らしの中の自然を感じ、暮らしと環境の関係を考え、学びながら、それぞれが今できることを考えます。							
対応授業科目	理科、家庭科、総合学習他「わたしたちの八尾市」							
連携	学校	家庭	教育委員会	環境関係部署	企業	地域の方	専門家	各団体

- ・これらはほんの一部であり、住まいの空間や住まい環境、福祉や地震など通常カリキュラムを発展させる内容もいろいろな展開が考えられる。自分の住んでいる地域を中心に住まいやまち、暮らしを学ぶことはとても身近で、子どもたちは興味を持ちやすく、社会学習ができる。これらを単発授業でなく 9 年間の社会学習として位置付けすることが必要である。これらを、日々の暮らし（リアリティ）の中で、継続的に学んだり、考えたり、実践したことが、「住み続けたい家」「住み続けたい地域」そして「住み続けたい八尾市」に結びつくものとする。

○「住教育」実践までのプロセス

- ・上記の内容であれば、すでに取り組んでいるという学校も多いと思われるが、「住教育」を進めるにあたって、どのように子どもたちが興味を持ち、理解しやすい授業を行えるか、専門知識がないので難しいと感じておられる先生方のお話を聞くことがある。また、これに割く時間を取りづらいということもある。「住教育」は受身の授業ではなく、学び、考え、実践することから成り立っているため、ひとつのテーマでも数コマは必要となる。さまざまな課題があるが、カリキュラム作成のひとつの案として次のようなプロセスがあるのではと考える。



以後は実践、修正を繰り返すことにより、より充実した「住教育」を目指すことになる。

- ・ いろいろな市の部署、専門家、団体、地域組織のみなさんは、なんらかの形で子どもたちへのアプローチを考えておられる。これらを体系づけて、八尾市の全ての子どもたちに暮らしを通した社会学習の環境を整えることは、これからの八尾市にとって大変重要なことである。

授業のための先生向けの講習会も必要になる。(教育サポートセンター)

提案 3	本格的な観光振興(仮題)
-------------	---------------------

観光に対する重要性の認識は全国的規模に拡大している。わが国は強力な観光政策のもと、観光立国をめざしており、観光振興は地方にとってもそれぞれ大きな命題となっている。地域にもたらされる観光事業による社会的効用、経済的効用は大きいと認識され、市民の理解と協力の下、わが国のほとんどの地域で取り組みがなされ、その効果が示されている。

八尾市においては、これまで観光振興の重要性が理解されつつも、行政機関、民間機関いずれにおいても手つかずの状況にある。八尾の優れた歴史遺産、有形無形の文化財、自然、伝統工芸、地場産業など八尾市内に存在する多くの地域資源を観光資源として活用し、観光振興によって市民生活や経済活動に寄与するよう観光施策と積極的に、機動的に取り組むことができる体制をつくり、事業を展開すべきである。八尾の観光事業を本格的に推進すべきとする元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会委員の合意に基づき、この総合計画の中に取り入れるべきとした。

八尾市においては、観光事業推進の基盤的要件として、まず早急に観光行政所管部署の設置、事業展開を行う事業主体（観光協会や観光ボランティアガイド協会など）の創設が必要である。

次に事業展開の基本的内容は観光資源に関する事業、観光施設に関する事業、観光情報提供に関する事業である。

観光資源に関する事業については、八尾市における観光資源の分類的把握とその整備事業を行う。神社、寺院、古墳、祭り等の歴史・文化資源、植生や自然景観等の自然資源、伝統産業、農業、商業等の産業資源の観光資源的価値づけとその活用を行う。いずれの観光資源においても経済的価値の付加がなされるべきであるが、特に産業資源の観光活用は

工場見学や農業観光のように当該産業の振興と結びつくなど相乗的効果をもたらすであろう。

観光施設に関する事業については、宿泊施設、料理飲食施設、観光対象施設等の整備が必要であるので施設誘致などの政策が望まれる。この整備は観光収入と雇用効果に貢献する。

観光情報提供に関する事業については、観光事業にとって観光情報の提供は基本的事業であるため観光案内所などの施設や機関の設置、情報提供手段や方法の選択などをもって、効率的提供をおこなわなければならないだろう。

参考事項として、その他の統一の見解を次に示すこととする。

- ・ 八尾市への外国人観光客の誘致を戦略的に行うべきである。(国際観光交流の拡大)
- ・ 観光を起爆剤にして新たなビジネスチャンスを創出すべきである。
- ・ 観光交流はビジネスを超えた価値を創造すると考えられる。八尾の文化の相対化やその重要性を市民が再認識するような施策推進が必要である。
- ・ 周辺都市と共同機関を設置して広域観光事業を共同化すべきである。
- ・ 八尾市の地域性を生かした独自の観光事業の展開をすべきである。

提案 4	「八尾版グリーンニューディール」(グリーン内需構想)の創造(仮題)
-------------	--

八尾版グリーン内需構想

1. バイオディーゼルエネルギーの確保

八尾市の家庭、公共、店舗から出る食用油の回収—精製—バイオディーゼル化
このディーゼル燃料でパッカー車や八尾市、バスなどの動力燃費を削減し、同時にCO₂の削減を図る。

2. 循環型社会の形成の促進

- ①休耕田を利用してナタネを栽培—サラダ油
油から家庭用食用油として活用—廃油から
石鹸づくりまたはバイオエネルギー化
- ②生ごみの活用と循環化の促進
肥料化と飼料化

3. 太陽光発電による普及

住宅及び公共建物建設時のソーラーパネル設置の促進。

国からの補助金と市からの促進助成金制度によるソーラーによるまちづくりを図る。

～余剰電力は販売する（電力会社等へ）。

4. ハイブリッド自転車及びハイブリッド車（電気自転車を含む）の普及
八尾のまちで走る車として、自転車、ハイブリッド自転車、ハイブリッド車（電気自転車）を推奨し、活用していく仕組みを考える
5. 間伐材の利用をエネルギー化
間伐材や八尾の庭園用、伐採材や、廃木材からのエタノール化
6. 間伐材や八尾の庭園用、伐採材から脱臭用炭、薬用炭の開発
7. バイオプラスチック化の促進、書店用、薬店用袋、エコバックの普及

提案 5	放置自転車対策の抜本的見直し(仮題)
-------------	---------------------------

八尾市においては平坦な土地が多く、また、南北間のアクセスが悪いため自転車による移動が盛んであり、エコロジーな面に於いては府内でも誇れる状態である。

しかし、各駅前の放置自転車は条例や撤去作業が 30 年近くも続いているが、未だ減少することもなく、啓発活動にも多額の費用を費やしているにも関わらず、効果に対しては疑問を感じざるを得ない。

統計によると 10 世帯に 1 台が毎年撤去されている計算になり、30 年間ではなんと 1 世帯に 3 台撤去されていることになる。

解決策としての特効薬は無く、常道手段である「①使いやすい駅前駐輪場」の設置と「②自転車総登録制」、「③放置自転車への条例による罰則の強化」以外に方法は無さそうだ。

- ① については駅近く又は商店街（商店）に於いて所定の場所の確保やサイクルシェアシステム、レンタサイクルシステムへの意識転換の拠点とすべきである。
- ② については盗難、犯罪の防止や安全運転指導の為に全車を登録制にして従来の自転車所有の意識改革に努めるべきであろう。
- ③ については①、②の施策実行の為にルール作りとして当面の実施が望ましい。

昨今、自転車と歩行者による歩道上の交通事故なども増えており、自転車走行のルール

が社会問題になってきている。自転車に対する市民の意識改革が急務な課題である。いつまでも現在のこの状態を続けていても泥縄の繰り返しに過ぎない。早急に手を打つべきである。

② 分野別のまちづくりの方向性

以下については、市民懇談会全体会でBの各グループから報告を得て検討した事項を、便宜上、第4次総合計画の体系(分野区分)順に配列している。ただし、項目の配列については、新規追加項目も含め、最終報告では検討、変更する可能性がある。

(地域経営システム 関係)

■コミュニティ

1. コミュニティ政策の柱として「差別のない人権のまちづくり」を位置づける
2. コミュニティにおける、総合的な相談や自立支援体制の整備
3. 住民のまちづくりの取り組みに対する支援
4. 公共住宅密集地域における定住可能な住宅政策の展開
5. コミュニティ単位での行政情報の開示を促進

【参考】

1. 「差別のない人権のまちづくり」を推進することによって、ノーマライゼーション社会の根付き、校区の適正化問題の整理
2. コミュニティ単位での差異を認め、社会的困難層が集住している地域からの自立支援の取り組み
3. 地域住民による各校区まちづくり協議会への支援（予算1%の確保）
4. 公共住宅密集地域におけるコミュニティバランスに配慮した持続可能な多様な住宅施策

■人権

1. 「人権行政」という項目を起こす。
2. 差別問題の解決および人権行政推進のための審議会の充実・強化（当事者参加、審議会が行政施策のモニタリング、政策提案などを積極的に行う）。人権擁護、社会的差別禁止条例の制定
3. 人権行政の推進に当たっては、当事者団体との連携を促進
4. 人権施策の推進にあたっては、「実態調査」および、啓発課題の把握のための「意識調査」、情報収集が不可欠。
5. 「人権教育・啓発プラン」の推進。
6. 市職員／教職員における人権研修の推進。

7. 学校における人権教育の推進。
8. 人権侵害や差別事象に対応する体制の確立（被害者の救済。オンブズマン制度など）
9. 人権行政の推進に資する多様な市民活動（市民活動／社会的起業／市民事業など）への支援。被差別マイノリティ市民の自立支援
10. 行政の福祉化（行政の契約において、総合評価・一般競争入札制度を導入し、人権の確立、環境や労働の問題解決に資する努力を実施している事業体との契約を促進する）

■同和問題

1. 同和問題の項目をおこす
2. 同和問題解決のための基本計画の策定
3. 被差別マイノリティの文化保存と継承支援
例「春駒」「鼻緒作り」「豚毛(ブラシ)作り」などの継承支援
4. 同和地区の土地に対する差別的取り扱いの解消
5. 実態調査、意識調査の実施
6. 結婚差別の解消
7. 戸籍の不正取得防止のための「本人通知制度」実施

【参考】

1. 現在（第4次）の総合計画では同和問題が全く触れられていない。同和問題を人権問題に含まれるものとされて、現実的な課題が埋もれてはならない。
2. 部落問題の解決をめざす行政計画がない（障害者などはある）。
3. 産業としての「下駄の鼻緒作り」、文化としての門付け芸「春駒」が生活の中にあっただが、「鼻緒作り」は衰退、「春駒」はここ数十年間行われていなかった。近年地区住民によって「鼻緒づくり」を「ミニ下駄」作りで、「春駒」を「春駒保存会」として伝統文化伝承として復興しだしている例など。

■女性（男女共同参画）

1. あらゆる場への女性参画の数値目標を設定
2. 「(八尾市) 男女共同参画スペース」での活動支援と施設整備
3. 「男女共同参画に関わる教育」を学校教育でも推進
4. 女性が参加しやすい、市民学習の環境整備
5. 女性解放の教育・啓発を徹底、保育・介護等の制度を整備、女性の働く権利の保障

6. 女性に対する暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント等）の撲滅推進

【参考】

1. 働く女性、子育て中の女性等のさまざまな立場にある女性たちが、参加可能な夜間開講、保育室の整備など。
2. 子育ては母親がするものである、という意識を払拭するための教育・啓発を徹底するとともに、保育・介護等の制度を整備し、女性の働く権利の保障を確実なものにする。
3. 女性に対する暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント等）をなくすための政策を推進する（啓発、相談の充実、シェルターの設置や広域連携など、救済の充実）。

* 「父子家庭」「性同一性障害」等の性差のみでは図れない課題の認識も必要。

■外国人問題

1. 市民として市政参画の保障、地方参政権の実現
2. 民生委員・児童委員、人権擁護委員への外国籍市民の登用
3. 高齢福祉や年金制度における外国人高齢者に対する考慮
4. 「八尾市国際化施策推進計画」「八尾市在日外国人教育指針」の推進
5. 識字や日本語教育、通訳保障への支援

【参考】

1. 地方自治法では、住民を「区域内に住所を有する者」と定め、国籍の条件を設けていない。地方自治体判断として実現可能・・・①
2. 民生委員、児童委員は選挙人名簿に登録している中から選出されるため、選挙権のない外国人は候補者になれない。①同様、住民を基本として、市内居住外国人も対象をしていくべき。
3. 外国人高齢者の中には、年金に加入したくても国籍要件によって加入できずに、無年金状態の高齢者が存在する。また習慣や言葉の問題から、通常の高齢福祉、施策では馴染めない外国人高齢者も多く、そういった人たちに考慮した施策が必要。
4. 教育指針をふまえて、外国につながる子どもたちが、豊かな文化を維持、継承できるように、母語（継承語）教育の推進。
5. 日本語が十分理解できないことによって、情報に格差が生まれたり、安心して生活を送ることの阻害要因となり、効果的な通訳者を派遣するためのシ

システムの構築。また、その一方で、日本語力を高めることによって、定着を促進するために日本語教育の保障が必要。

(健康福祉分野 関係)

■福祉

1. 行政の福祉化、人権化の推進
2. 人権の視点に立脚した「総合評価一般競争入札制度」の導入
3. 人権の視点に立脚した「指定管理」「業務委託」「発注」等の選定基準の整備
4. 福祉関係者における人権研修の推進

■高齢者（高齢化の急速な進展）

1. 人間としての尊厳を第一に、生きがいと自立の支援、身体能力の維持と生活支援が基本的視点
2. 高齢者の就労機会の確保、生きがい作りと予防介護を充実（その人らしく生きていくことができる環境整備）

【参考】

1. 住み慣れたまちで、見慣れた人たちに囲まれて、長年にわたって社会を支えてきた大事な先輩として大切に、尊敬を持って扱われる、そうしたコミュニティの形成を目指す。
2. 地域包括支援センターを中心に、地区福祉委員会、医療関係者、高齢者介護施設、介護サービス事業者、高齢クラブあるいは街かどデイハウスなどのボランティア活動との連携で、高齢者一人ひとりの生活実態、コミュニティへの参加状態、健康状態などの把握に努める。
3. 生きがいと自立支援では、コミュニティへの参加の機会を様々な視点から増やす。
4. 公園清掃や緑化など行政の取り組みへの参加促進、趣味の会や健康維持の機会を増やすなど具体的な生きがい、自立支援のための行政のイニシアチブが求められる。
5. 行政の各分野の協力は不可欠で、生きがいと自立の機会の確保のため、福祉関係の部署から公園・緑地、保健衛生、道路整備など各部署の横断的な連絡調整機能が求められる。

6. 地域で高齢者を支える。
7. 老老介護や認知介護といわれるように、高齢者に関わる実態は深刻化している。
8. 介護予防の対象となる要支援者に対しても、介護保険の活用は必要だが充分ではない。
9. 地域包括支援センターを中心に一人ひとりに合った支援計画が必要。その計画を実行できるマンパワーを、家庭を軸にボランティアや、地域コミュニティの中に育て上げることが必要。要介護者に対する在宅介護サービスも多くの制限があり、必ずしも充分とはいえない。高齢者の在宅支援は、介護保険の有効な活用が図らなければならないが、地域で支援する体制作りが求められる。

特に、高齢者の増加とともに、認知症の予防と介護が大きな課題となっている。小規模な居住空間、なじみの人間関係、家庭的な雰囲気の中で、住み慣れた地域での生活を継続しながら、一人ひとりの生活を支援していくことが求められている。また、認知症には様々な原因があり、早期発見で治せるものもあり、求められる接し方も全く違う場合がある。家族や地域を中心とした社会資源の中に、認知症への正しい理解と支援をできる体制を整えることが求められている。そして人権の擁護と人間の尊厳が保障されなければならない。
10. 施設整備も、在宅を支援する小規模多機能型居宅介護をはじめ、地域密着型サービスの整備が急がれる。住み慣れたまちで、見慣れた人に囲まれて生活できる空間を提供し、医療との連携を更に充実させることで安心して人生を実現していただくことが求められている。
11. 在宅サービスについても、夜間対応型訪問介護を含め更に高齢者の在宅生活を支える具体的な対応が求められる。
12. 介護に従事する専門家の離職率が高く、今後サービスの需要が高まる中で、介護従事者の待遇の改善と能力の向上、人材の確保が急がれる。
13. 高齢者の人権では、身体拘束や虐待などが完全に防止され、成年後見人制度の充実で高齢者の意思が保証されるシステムの整備が急がれる。
14. 高齢者支援に取り組むにあたって、高齢者の生きがい、活性化のために世代間の交流も地域で求められる。保育所整備や子育て支援とも連携をとりながら、コミュニティの中で高齢者、女性、子育てなどが有機的に結びついていけるまちづくりが求められている。

■障害者問題

1. ノーマライゼーション社会の実現
2. 障害者が生きかたや暮らし方を選択する主体となれるための条件整備
3. 障害児の原学級保障と、そのための「合理的配慮」の保障
4. 障害者差別禁止条例の制定

【参考】

1. ノーマライゼーションとは、福祉の基本理念の一つであり、国連が国際障害者年（1981 年）及び国連障害者 10 年の中で、強調したこともあって、国際的に浸透していった。常態化や正常化と訳された時期もあったが、最近はカタカナでそのまま表記されることが多い。「ある社会からその構成員のいくらかの人々を締め出す場合、それは弱くてもろい社会である」という考え方に代表されるように、障害者などを能力の劣った人として、基本的人権を保障してこなかったことへの反省にたち、社会生活上において一人の市民としての権利を保障しようとした。もともとは、ニーリエ（Nierje,B.）やバンク＝ミケルセン（Bank-Mikkelsen,N.E.）らによって、デンマークの知的障害者運動、特に施設の改善運動としてスタートしたものであるが、その後、身体障害者の運動、精神障害者の運動など、障害者全体の運動の中に広がり、地域生活の保障を求める運動へと展開していった。近年では、高齢者福祉や子ども家庭福祉領域でも用いられ、社会福祉の基本理念へと拡大している。（出所）山縣文治・柏女霊峰編集代表『社会福祉用語辞典 第6版』ミネルヴァ書房 より要約。

■子ども

1. 「子どもの権利条例」の制定
2. 子どもに関わる施策をつくる際、子ども自身の意見を反映
3. 子どもに関する施策を、それを一番必要としている子どもと保護者が活用できるようにする方策をつくる
4. 子どもの権利について、子ども自身と大人が学べる場をつくる
5. 子どもの虐待に特化した教育・啓発を実施

【参考】

1. 1989 年 11 月 20 日の国連採択条約「児童の権利に関する条約」が根本。

■保育

1. 「保育に欠ける児童の措置」から「女性の就労機会の保障と就学前教育の推進」へ転換

【参考】

1. 現在の待機児童(平成 20 年 4 月 1 日現在の待機児童 287 名)は、保育に欠けるとされる基準に基づくもので、生活や将来の子どもの教育、親の介護費等のために働きたいとする潜在的なニーズには対応していない。
2. 少子高齢化のなかで、中小企業やサービス業、介護や医療の現場で人材確保の困難が伝えられている。
3. 世帯の所得の逡減と家庭崩壊や自殺の数は比例して増加している。
4. 働く意欲のある人に就労条件を整備することが行政の責務であり、働く人が増えれば税収が増え、社会保障費の逡減にもつながる。
5. また、幼保一元化に向け、「子どもを預かる保育」から「子どもを教育する」保育、子どもを大事に育てる保育への転換が求められ、保育所整備計画を再整備していくことが必要となっている。
6. 八尾市は中国人帰国子女やベトナム人難民の子女などの受け入れを機に、国際化が進んできており、多言語での保育も求められている。
7. 保育行政の総合的な改革が求められており、「八尾に住めば安心して子育てと就労が両立できる」そんなまちをめざしたい。

(教育文化分野 関係)

■教育

1. 教職員（非正規教職員を含む）に対する人権教育の充実
2. 教育サポートセンター機能の充実・強化（引きこもりや不登校児童生徒などの相談・支援、教職員の相談・支援）
3. 高校中退生の再チャレンジの場の保障
4. 人権教育推進のための教材の発行
5. 各学校（園）の人権教育定着のための支援、及び点検
6. 小学校低学年の学級定員の縮小
7. 課題を有する学校への教職員加配
8. 学校・地域・家庭をつなげるコーディネーターの育成・支援

■文化

1. ミュージアムのような文化施設を整備すべきである。
2. 河内音頭は八尾の代表的地域文化なので、機能的な保存と継承政策をとり入れるべきである。また全国的に披露し、広めるべきである。
3. 文化と経済の調和を考えるべきである。
4. 有形・無形の文化財の保存に関してもっと積極的に取り組むべきではないか。

【参考】

1. 歴史文化、地域生活関連文化を八尾の地域資源と位置づけ、これら地域文化への理解啓発を行い、市民生活の中に取り入れ、継承保存しながら、地域社会や経済との共存をめざす。

(産業経済分野 関係)

■雇用・就業

1. 労働行政に関する体制の確立
2. 「地域就労支援事業」の推進
3. 人権や福祉の増進に貢献する社会的起業に対する支援

【参考】

1. 地方自治法および雇用対策法の改正により、市町村における雇用・労働行政が求められている。しかし現在は、経済環境部の産業政策課の中のひとつの係で担当している。

(注) 雇用対策法第 5 条

「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」

■ものづくり

1. 産業集積には弱体化がみられ、商品開発力や生産力は低下してきているので、今後大企業との関係やこれまでの仕事の流れを変える必要がある。
2. ものづくり産業は流通、販売、サービス業など他業種との連携が必要である。
3. 社会の変化や地域資源との関連において新産業の創出も課題となっている。
4. 「もの」から「こと」の時代に対応できるようソフトを含めた産業転換が必要ではないか。
5. 地場産業の活性化や高度技術の集積によるものづくりをさらに進めるべきではないか。
6. ものづくりによる雇用の増大や生活物資の安定供給が市民生活に豊かさを提供できるような施策が重要になるだろう。
7. 中小企業群を戦略的に育成し、行政が果たす触媒機能をもって、付加価値の高い技術を生み出せるような仕組み作りを構築すべきである。

【参考】

1. ものづくりは八尾の伝統的産業であり、府下有数の工業生産地域となっている。したがって、将来に向けてさらに生産力の向上、工場誘致、新産業への支援、他業種との連携などを課題として取り組み、ものづくりの産業集積拡大の施策を推進する。

■中小企業振興

1. 就業指導のネットワークをもっと機能的に構築すべきではないか。
2. 職業訓練機関の充実をもっと図るべきである。
3. ニュー・ビジネス（観光ビジネス、環境ビジネスなど）に対する育成や支援政策を取っていくべきである。
4. 収入や雇用の効果を上げるため市営事業を行ったらどうか（葬祭事業など）。

【参考】

1. 八尾は中小企業集積の地域であり、雇用や就業、人材ニーズに多くの課題を抱えている。したがって、これらに対する八尾独自の施策と取り組みが必要である。

■農業

◆農業生産のブランド化と観光の連携

1. 市民のリクレーシヨンの場として農地利用を推進する。
2. 八尾農産物のブランド化を拡大する。
3. 道の駅のような農産物の大規模な販売所を設けてほしい。
4. 八尾の特産品として、その加工品を含めて、観光との連携を深めるべきである。
5. 観光農業の振興策を考えるべきではないか。
6. 地元で採れた農産物を加工すること体制をとり、農工商連携を図るべきである。
また一方、地元で採れる農産物で加工食品を開発し、ブランド化を図る取り組みをし、行政も農業振興や地域観光のPRに向け支援をすべきではないか。

【参考】

1. 八尾の農業を大都市近郊農業生産地として位置づけ、農業生産物のブランド化を進めるとともに効率的販路開拓を行う。そして生産性、収益性の向上に寄与する施策を行う。

◆八尾の特色を生かした農業、林業の復活

1. 八尾特産品（ブランド化）の奨励と普及
八尾ゴボウ、枝豆、花卉、ハーブ栽培による内需を図る
 - ・農地の整備と農業従事者の育成、指導
 - ・八尾の食文化構想とブランド化（うどん、寿司、ハーブ料理等）
2. 八尾の山の整備と林業の復活
 - ・里山のモデル的な整備と実践マニュアルづくり
 - ・森林整備及び間伐森林整備士の育成
～間伐材の再利用化～
 - ・緑化の促進（屋上及び壁面緑化）
緑化用資材の開発と普及
3. 清らかな水の確保と放置ため池の対策
 - ・都市型水害の起こらない対策

■観光

◆観光によるまちづくり

1. 八尾での観光振興の効果を明確に把握し、自然の保護、歴史文化遺産の保全、景観の保存などの大切さの啓発活動を行うべきである。
2. 特産品開発を観光振興の一環として推進する
3. 観光が地域経済の活性化につながる。
4. 八尾観光を市民に提供すると共に、市外からの観光客や外国からの観光客を誘致すべきである。

【参考】

1. 観光は八尾の優れた歴史文化、自然、伝統産業など地域資源を活用し、観光がもたらす社会的効用、産業経済的効用を理解しつつ、観光振興によって市民生活や経済活動に寄与するよう観光施策を推進し、八尾を楽しく、豊かで、誇れる元気なまちづくりを行う。

◆観光事業推進のための戦略

1. 今後の観光振興のための施策として必要なことは、事業主体の組織化と連携、観光資源の開発と整備、観光情報提供のシステム化であろう。
2. 八尾市への外国人観光客の誘致を戦略的に行うべきである。
3. 観光を起爆剤にして新たなビジネスチャンスを創出すべきである。
4. 商業、教育、自然、文化、料理、福祉、人権等関連の各種行事を観光と結びつけて観光イベントを行えば市民、来訪者による交流が盛んになり、いろいろ大きな効果が期待できる。
5. 観光交流はビジネスを超えた価値を創造と考えられる。八尾の文化の相対化やその重要性を市民が再認識するような施策推進が必要である。
6. 行政、民間等の観光振興推進機関の創設とそれらの連携体制を早急に整えるべきである。
7. 地方自治法の改正によって複数の自治体による共同事業が大幅に認められるようになるので、共同機関を設置して広域観光事業を共同化すべきではないか。

(生活環境分野 関係)

■景観・環境

◆高安山里山再生保護活動

1. 生物多様性（ニッポンバラタナゴ）、（ホタル）の保護活動ある八尾市
2. 高安山を中心とした里山の復元構想（緑の回廊めぐりと自然探索ウォークのできる里山）
 - ・ 1 の棲息活動の為の森林整備及び溜池や川の整備活動
 - ・ 歴史、文化、旧家保存の活用を生かした里山
 - ・ 花卉栽培、河内木綿
八尾の名物、ゴボウ、枝豆等のブランドを活かした農経営の積極支援と里山の利
用法
 - ・ エコツーリズム構想、観光化していく指定コース（推薦コース）の見直し、指導・
ハイブリッド自転車（自転車）でのコースめぐりとハイキング（歴史、文化コー
ス）、（八尾市ブランドコース）、（寺、旧家めぐりコース）、（寺内町と市内史跡
めぐりコース）員、案内人の育成

◆八尾版グリーン内需構想 [前掲のため略]

◆八尾型環境教育の普及及び実践

1. 幼稚園、小学校、中学校用環境学習塾を設け、出張教育をする。また、学習拠
点づくりの整備をして、見て、触って、考えて、やってみる環境教育を実践する
2. 大学の中に環境学部を併設、環境に関する法、経、文からの教育を行って未来
の環境の先達をつくっていく。また、大学の中に企業の従業員の環境教育への受
け入れを考え、各種の資格を得て、企業の環境に関する意識の高揚と実践をうな
がしていく
3. ボランティアリーダー育成講座（自然楽校、歴史楽校等）の普及促進

◆都市型景観

1. JR久宝寺駅を中心とした八尾の都市型景観づくり（大阪の東の玄関口構想）

（都市基盤分野 関係）

■土地利用・都市

◆都市交通の問題点

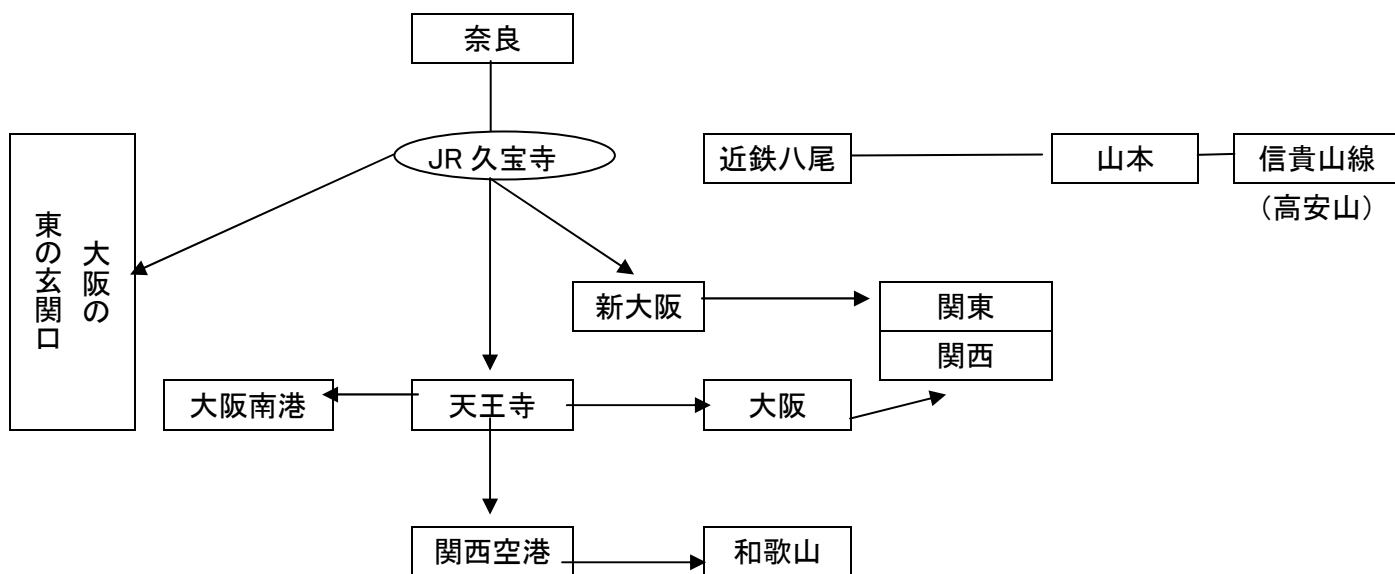
1. JR久宝寺駅を中心とした都市型景観づくり
 2. 市街化調整区域と市街地のゾーニングによる整備

◆住教育によるまちづくりと人づくり [前掲のため略]

■交通・防犯・防災

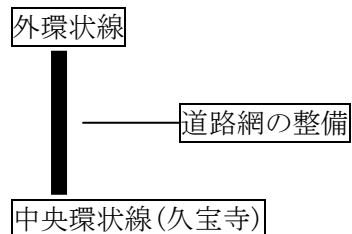
◆都市交通

1. JR久宝寺駅周辺、近鉄八尾駅周辺との相互—互惠関係づくりのまちづくりの推進（循環バスを走らせる道の整備）
 2. 市南と市北との交通網・下水道の整備



◆道路網の整備

1. 八尾市内の東西連絡網がない



2. 自転車、ハイブリッド自転車、エコカーの走るまちにしていく。そのための道路網の整備、旧道の活用活性化、駐輪場の整備

◆放置自転車対策の抜本的な改革 [前掲のため略]

◆水路を意識した防災計画

1. ゲリラ豪雨の対策 (水路の清掃・草取り・ごみの落下防止策)
2. 家庭の雨水タンク (自家ダム) の推奨
3. 打ち水作戦などによる温暖化防止啓発

(3) 学識委員からのコメント(50音順)

① 阿久澤委員

グループでの詳細な検討に基づくプレゼンテーションは、思いを持って八尾市に住んでいる市民ゆえの視点や気づきであると感じた。その一方で、詳細な検討項目の「傘」となるような、共通の基本認識を示してほしいとも思う。今という時代状況に対する、市民としての基本認識である。

自治体の財政が困難な状況にある今日、教育、福祉、人権、医療といった、在る意味では自治体の積極的政策立案と予算措置がなければ実現が難しい「社会的権利」について、何を最低限守るのかといった視点や、あるいはどのように行政と市民が協力・連携していけるのか、こうしたことを大枠として考えることも重要だと思っている。大切だと思っている。経済のグローバル化が進み、連結決算の社会となっている。

グローバル化によって世界が一つの市場と化し、連結済社会となった今、一円一銭を争うコストダウンと、利潤を最大限に得ようとする競争が巻き起こっている。「知識基盤型社会」を掲げる先進国は、知識や高い技術を生み出すことこそ、競争を生き残る道と定め、こうした知識や技術を生み出す“能力”を最大限評価する競争本位の社会と化した。しかし競争は“排除”を生み出す。排除の構造が露骨に表れているのが、労働の領域である。また、これは教育格差とも連動している。

私たち市民社会も、こういう時代状況のなかで、競争をどう見ていくのか、排除にどう立ち向かっていくのかということを考えることが必要である。学力、能力を伸ばしていくという右肩上がりの発想ばかりでなく、人間が人間らしく生き、そしてすべての人が、自分の潜在能力を発揮し、排除ではなく社会に参画できる状況をどうつくりだすのかという、ビジョンが問われている。

必要な行政施策の明確化・強化とともに、社会から排除されたマイノリティをどのように社会に包摂していくのか、つまり“ソーシャルインクルージョン”の考えが重要である。単に「格差」を行政施策で埋めるという発想ではなく、人と人との排除の関係をなくし、つながりを回復し、たとえばマイノリティのための雇用を生み出す社会的企業や市民事業、地域就労支援事業などを行政が応援することも、そのひとつである。

支援の方法にもいろいろあるが、行政が契約を行うときに、総合的評価方式による入札の取り組みも始まっている。マイノリティを雇用している企業、仕事づくりに取り組む事業所などと、率先して契約を結んでいくといったことにも取り組んでいただきたい。人権を組み込んだ総合評価の方法なども検討してほしい。福祉や人権の取組は、単に予算がかかる、というものではない。もちろん、不当な差別に一定の規制をかけることは重要だが、一方で、市民も行政も知恵を出し合って、人権行政を推進する、市民として人権実現のための事業を推進する、といった体制を築き上げてほしいと思う。

② 太田委員

1. 「地場産業の活性化や高度技術の集積によるものづくりをさらに進めるべきではないか」という提案が出されているが、国際的にみて日本の産業の長所は、優れた中小企業群が存在してところである。大きな成長を遂げてきた隣国の中国においても、持続的成長を図るに中小企業の育成が重要だとの議論が出てきている。その優れた中小企業群を、戦略的に育成していくことが、日本の産業基盤を強固にし、ひいては日本経済発展の源泉になるものと考えられる。そのためには、一定の地域に集積していることのメリット（経済的合理性だけではなく、信頼や信用といった社会的資本の存在も重要である）を活かし、経済的でさらに付加価値の高い技術を生み出せるような仕組みを構築すべきだと考える。行政はそのための触媒機能を担うべきであろう。したがって、産業集積の存在の重要性を市民に訴求しながら、高度技術開発に取り組めるだけの基盤整備が必要になるものと考えている。

2. 「八尾観光を市民に提供すると共に、市外からの観光客や外国からの観光客を誘致すべきである」と提案であるが、私もいくつかの理由でその提案を支持したい。以下 2 点だけ、その理由を指摘したい。

1 点目は、観光を起爆剤にして新たなビジネスチャンス創出の可能性を高めるためである。これは、すべての産業にかかわってくることである。2 点目は、様々な人々の出会いや交流が、ビジネスを超えた新たな価値を創出することである。とりわけ、この点については我が国の取り組みは遅れているといわざるを得ない。外国人も含めて観光客やビジネス客を集客することは、リスクを超えたメリットがあると考えられる。交流を図ることで、八尾の文化が相対化でき、その重要性を市民一人ひとりが改めて再認識することにもつながるし、ビジネス活動においても、「自社の価値を改めて再認識できる」ことにつながっていく。また、子どもや青年にとっても、多様な価値観が行き来するまちで育つことは、今後日本が必ず通らなければならない多様化・国際化の世界で生きる力を自然と学習することになると思われるからである。そのことが、時間はかかるが、八尾に新しいビジネスを創出する土壌が自然と生まれてくるものと思われる。

世界はダイナミックに変化しており、残念ながら世界的にみて日本の存在感は以前のように高くなってきている。このことは日本全体の問題でもあるが、地域の問題でもある。地域、産業、企業の歴史や伝統を尊重し良いところは継承しながらも、革新すべきところは変えていかなければならない。そのためには、付加価値の高い自律的な産業や企業の育成が一つの大きな課題となるが、一方で地域の安定性・持続発展性を考えた場合、競争の原理だけに任せることにも問題がある。そこに行政の積極的な役割がある。

それと最後に 1 点付け加えると、提言の達成のためのタイムスケジュール(短期、中期、長期)とウエイト付けを明確にすれば、より説得力のある提言になるものと考えている。

③ 齊藤委員（副座長）

1. ノーマライゼーションの理念が日本に導入されて、40 年近くが経過する。この間、障害者福祉の領域にとどまらず、社会福祉の領域全般にわたり、このノーマライゼーションの理念が生かされ、様々な福祉政策が実践され、日本における福祉サービスの水準は高められた。

しかし一方で、先ごろの調査によると、「バリアフリーなどの環境整備を行わないことは、差別にあたるか」という質問に対して、「差別にあたる」と回答した者は、53%にのぼるものの、「差別にあたらぬ」と回答した者が 36%あったという。

また、障害者福祉施策のなかで、「障害者雇用促進法」について考えてみると、現在の状況は、企業等に定められた雇用率を達成することが目標となり、達成すればよしとされ、その精神は置き去りにされているように思われる。そこには、深い落とし穴があるように思える。

戦後、日本は高度経済成長を成し遂げ、新幹線のようにひたすら速く走り続けた。日本はその後の不況下においても、「経済成長を目指し、効率性を追い求める」同様の列車に乗り続けた。大量生産、大量消費の社会構造のなかで、ノーマライゼーションの理念は、日本流に活用されてきた。しかし、同じ列車に乗り続ける限り、様々な施行される福祉施策はあくまでも福祉対策の域を出ることはできない。それは、新しい意味でのノーマライゼーションには到達しえない。

ここで、私たちは、列車を乗り換える勇気を持たなければならない。それは、「人権を根幹に据えた、差別のない、人間が心豊かに暮らすことのできる社会を目指した」新しい列車に乗り換えることである。

2. 地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの 3 職種が配置され、介護予防のプラン作りや、高齢者等の見守り活動と共に、防犯活動にも取り組まれている。これまで、民生委員、福祉委員、地域住民等による連携で、様々な実践されてきた地域活動は、着実に力をつけてきている。この力をより強固なものにするためにも、コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）（中学校区に 1 人）を、地域包括支援センターに加配し、専門職の活用をより促進していくことが求められる。

コミュニティ・ソーシャルワーカーは、「アウトリーチ」の手法で、積極的に地域に向き、社会福祉協議会や行政等と連携をとり、地域住民の地域活動をサポートすることが期待される。

また人間関係が希薄になったといわれて久しいが、携帯電話やパソコンにより人々のコミュニケーションの手段が変わった。もっと「おせっかい」といわれるような人間関係をつくり、地域で見守り合いながら、防災・防犯対策に繋げていくことが必要である。

3. 団塊の世代の大量退職に伴い、高齢者というにはまだ若い「ヤングオールド」の人たちのパワーに期待したい。地域活動における活用に向けて、様々な技術のノウハウを有する男性退職者の活かし方と活躍が期待される。

④ 初谷委員(座長)

1. 昨年度、市民懇談会が、第 4 次総合計画に対して市民の立場から取りまとめた評価や意見が、今年 3 月発行の『総括レポート』に掲載されている。それらのコメントは、いわば、第 5 次総合計画に向けた「論点集(問題集)」として、市民懇談会が市民や市と共有するものである。そこで市民懇談会として指摘し批判した数々の問題点について、ではどうすれば具体的に解決できるのか、深く掘り下げて議論し、新たな提案にしていくことが大切であると思う。中間報告では、そうしたコメントと提言の対応をいくつか見出すことができる。

2. 今年度、市民懇談会は、第 5 次総合計画に向けた議論へステージを移した。それとともに、概ね月 1 回の全体会だけでなく、より全員参加で充実した議論ができるよう、分野別に検討を深める 3 つの B グループと、分野横断的な課題の検討や報告書の編集作業を担当する A グループを編成している。公私共に多忙な市民が、多岐にわたる市政について、限られた期間にそのあり方をバランス良く検討するのは容易なことではない。しかし、各グループは、それぞれ自主的に学習会や検討会を開き、熱心に議論を重ねている。市民懇談会は、すべての分野にわたり網羅的に検討を進める行政とは異なった立場から、むしろ、市民としての日常の活動や体験に基づいて、このまちの将来の姿やかたちを自由に構想するとともに、参画した委員の個性や多彩な経歴、知見を存分に活かした提言を行うことこそが期待されている。最終報告では、市民懇談会ならではのそうした点が十分発揮されるように努めたい。

3. A チームでは、特に第 4 次総合計画で大きな柱とされた「地域経営システム」が、その理念や手法の先駆性は評価されるものの、実際の市民の生活の場に必ずしも浸透し定着していないということが指摘されている。そして、その実態をどのように解釈し、今後の新たな展開を切り開くべきかについて、忌憚の無い意見が交わされている。近年、「地域分権」の論議は全国各地で繰り広げられているが、八尾においても、こうした現況を踏まえ、市民にとって本当に利用価値を実感できる新たな仕組みづくりや、地域組織の選択肢を提供することについて、多様な市民の英知を集めることが不可欠であり、この市民懇談会もその一つとして寄与できればよいと考えられる。

また、抜本的な放置自転車対策を求める提案も、未だ荒削りではあるが、各委員の共感を集めている。自転車問題は、単に環境改善を求める議論にとどまらず、分野横断的であ

るとともに、市の予算執行のあり方や、市民の自治意識やモラルの醸成、民間事業者も含めた実効性のある官民連携手法の開発などさまざまな論点を含む複合的な課題であるとい
ってよい。最終報告までに、実態把握も含めて丁寧に検討を重ね、文字通り抜本的な対策
とは何かを明らかにしていくことができれば、有意義な提言になるように思われる。

4. B-3 グループの担当分野では、特に昨年来、内外で関心も高い「グリーンニューデ
ール政策」について、その八尾版を作成しようという提案が強く主張されている。既に政
府レベルでは政策メニューの検討や列挙がなされているが、基礎自治体である八尾市とし
て、政策効果も見据えながら、何をどこまで市のグリーン内需政策のパッケージとして編
集することができるのか、それを市民自身が考案することは、一つの範例にもなるのでは
ないかと考えられる。

元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 八尾市に住みつづけたい、住んでみたいと誰もが思えるまちづくりを推進するにあたり、市民参画と協働のまちづくりの観点から、広く市民の意見や提言を反映させるため、元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民懇談会は、市民の視点から、八尾市の施策や事務事業について評価を行い、地域の活性化及び魅力づくりの方向性を探りながら、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に意見や提言をするものとする。

- (1) 市役所のまちづくりへの取り組みの成果と今後の課題に関すること。
- (2) その他市民懇談会の目的達成のため必要と認めること。

(委員)

第 3 条 市民懇談会は、市長が委嘱する次の各号に掲げる者の合計 20 名以内で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選出した市民

2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 4 条 市民懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総理し、市民懇談会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第 5 条 市民懇談会は、所掌事務に関する理解を深めるため、地域経営アドバイザー及び行政経営アドバイザーの専門的指導、助言を得ることができる。

(会議)

第 6 条 市民懇談会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 市民懇談会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員謝礼)

第 7 条 委員の謝礼は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年八尾市条例第 166 号）に定める範囲内において、別に定める額を支給する。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号の委員のうち八尾市専門委員設置規則（平成 20 年八尾市規則第 46 号）に定める専門委員に対しては支給しない。

(庶務)

第 8 条 市民懇談会の庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会委員名簿

(委嘱期間 平成20年10月29日～22年3月31日)

あくざわ 阿久澤	まりこ 麻理子	学 識 委 員 (兵庫県立大学環境人間学部 准教授)
あらい 新井	えいじゅ 榮 壽	市 民 委 員
おおた 太田	かずき 一 樹	学 識 委 員 (大阪経済大学経営学部 教授)
おおはし 大 橋	よしこ 良子	市 民 委 員
かん 菅	はるみ 春水	市 民 委 員
きたむら 北 村	しげあき 茂 章	市 民 委 員
きのした 木 下	みちよ 美千代	市 民 委 員
さいとう 斉 藤	ちづる 千鶴 (副座長)	学 識 委 員 (関西福祉科学大学社会福祉学部 教授)
さくら 坂 倉	ゆきえ 幸枝	市 民 委 員
さかもと 阪 本	やすじ 安司	市 民 委 員
すえたけ 末 武	なおよし 直 義	市 民 委 員
たかみ 高見	かずお 一 夫	市 民 委 員
たかやま 高 山	はるゆき 晴 行	市 民 委 員
ながさわ 長 沢	かつひこ 克 彦	市 民 委 員
はつたに 初 谷	いさむ 勇 (座長)	学 識 委 員 (大阪商業大学総合経営学部 教授)
はら 原	たまき 多摩樹	市 民 委 員
はらだ 原田	みつたけ 光 丈	市 民 委 員
ひがし 東	ひろこ 裕子	市 民 委 員
みま 美馬	とおる 徹	市 民 委 員
ゆきもと 行 本	いさお 功	市 民 委 員

(五十音順・敬称略)